

## 土砂災害の種類と前兆現象

近年、局所的に降る大雨により、全国的に土砂災害が多発しています。局所的に降る大雨は事前の予測が難しく、一瞬にして被害が発生してしまいます。土砂災害警戒区域内等にお住まいの方は、前兆現象などに十分注意し、早めに避難してください。長浜市内の土砂災害警戒区域等については、本防災マップの地図面に掲載しています。

がけ崩れ	地すべり	土石流
 <p>地中にしみ込んだ雨水で柔らかくなった土砂が斜面から突然崩れ落ちる現象。 一瞬のうちに崩れ落ちるので、逃げ遅れなどで被害が大きくなります。</p>	 <p>比較的緩やかな斜面で地中の粘土層がゆっくりと動き出す現象。一度に広範囲で発生するので、住宅や道路などに大きな被害が出ます。</p>	 <p>谷や斜面に溜まった土・石・砂などが、大雨による水とともに一気に流れ出す現象。スピードが速く、破壊力も大きいので、広範囲に大きな被害が出ます。</p>
<p><b>前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>崖から小石がパラパラ落ちてくる。</li> <li>斜面に亀裂やハラミが見える。</li> <li>崖から水がわき出ている。</li> </ul>	<p><b>前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水などの急激な変化で井戸の水が濁る。</li> <li>地割れができる。</li> <li>斜面から水が噴き出す。</li> </ul>	<p><b>前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流水が濁り、流木が混じり始める。</li> <li>雨が降り続けているのに水位が下がる。</li> <li>地鳴りや土臭いにおいがする。</li> </ul>

## 区域の指定

県が基礎調査を実施し、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

### 警戒 土砂災害警戒区域 (通称:イエローゾーン)

- ◎ **急傾斜地の崩壊**
  - イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
  - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
  - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
- ◎ **土石流**

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
- ◎ **地すべり**
  - イ 地すべり区域 (地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域)
  - ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに対応する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

### 特別警戒 土砂災害特別警戒区域 (通称:レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等に伴う岩石や土砂等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が岩石や土砂等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地すべりに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時にあって作用するものとされています。  
また、地すべりに係る特別警戒で指定することとされています。区域は地すべり区域の下端から60mの範囲内

#### 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域

**警戒避難体制の整備**

土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図ります。【長浜市】

#### 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

**特別警戒区域ではさらに**

- 特定の開発行為に対する許可制**  
住宅地分譲や災害時要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【滋賀県】
- 建築物の構造規制**  
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。【長浜市】
- 建築物の移転勧告**  
土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【滋賀県】